

事業主様

大阪府電気工事健康保険組合
理事長 安藤 一彦
(公印省略)

介護保険料率の改定について (お知らせ)

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご協力とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年度の介護保険料率の改定について下記のとおり、健康保険組合会にて承認されましたのでお知らせいたします。
変更につきまして、介護保険料の国への納付金が高齢化に伴い毎年増加しておりますが、今年度の国の協会けんぽの介護保険料が2%引き下げられたことに伴い見直しを行い、厳しい状況ではありますが準備金を取り崩すことで対応し、今年度のみ介護保険料率を下げることにしました。
健康保険料につきましては、財政運営が厳しい状況ではありますが今年度変更はありません。なお、協会けんぽ(大阪)は103.4%と昨年度より1.2%引き上げています。
医療費の増大が止まらない中、加入員の皆さまの健康管理、健康増進に取り組んで参る所存です。事業所様におかれましても、これまで以上のご協力のほどお願いいたします。

記

なお、内訳につきましては令和6年3月分保険料より下表のとおりとなります。

保 険 料 率 (%)			負 担 割 合 (%)	
健康保険料	99/1000 (変更なし)	基本保険料 58.80/1000	事業主	49.5/1000
		特定保険料 38.90/1000		
		調整保険料 1.3/1000	被保険者	49.5/1000
介護保険料	16/1000 (変更あり)		事業主	8.0/1000
			被保険者	8.0/1000

※健康保険料のうち基本・特定保険料の料率割合は変更しています。
 ○基本保険料・・・当健康保険組合加入者の医療給付に充てる保険料
 ○特定保険料・・・高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
 ○調整保険料・・・全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料
 } 一般保険料 } 健康保険料

※介護保険2号被保険者(満40歳～65歳未満)以外の被保険者は健康保険料のみになります。
 ※別紙「健康保険・介護保険標準報酬等級保険料早見表」をご参照ください。

※令和6年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は「380,000円」に決まりました。
 退職後の任意継続被保険者の標準報酬は、退職時の標準報酬か前年度9月末現在の当健康保険組合全被保険者の標準報酬の平均額のいずれか低い額となり、令和6年4月～令和7年3月31日までの当健康保険組合における任意継続被保険者の標準報酬の上限は「380,000円」になります。

以上